

# 労働安全衛生法の改正

平成26年6月公布

1

## 労働安全衛生法の改正（平成26年6月25日公布）

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するための改正

### 1. 化学物質のリスクアセスメントの実施

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とする。

### 2. ストレスチェック及び面接指導の実施

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者  
に義務付け（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）  
検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

### 3. 受動喫煙防止措置の努力義務

受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とする。

### 4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるとする。  
(計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。)

### 5. 第88条第1項に基づく届出の廃止

規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出（法第88条第1項）を廃止。

### 6. 電動ファン付呼吸用保護具の型式検定

特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

### 7. 外国に立地する検査機関の登録

国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるとする。

施行期日：平成26年6月25日（公布日）から、それぞれ5、6は6か月、3・4・7は1年、2は1年6か月、1は2年以内で政令で定める日 2

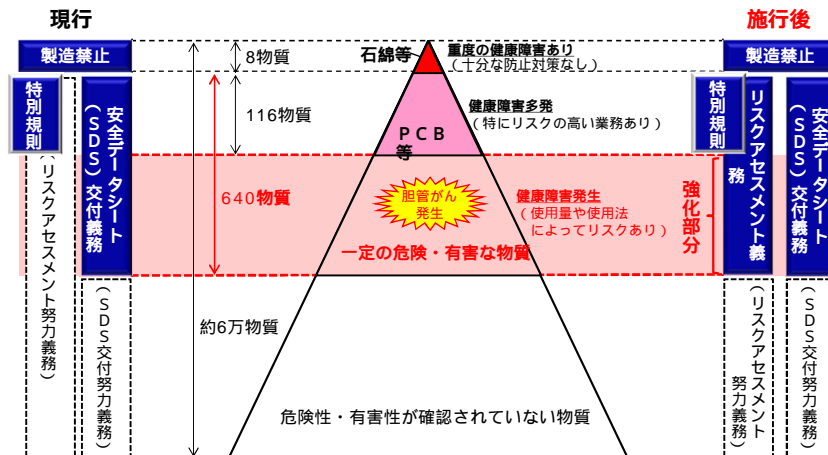
労働安全衛生法改正の施行スケジュール（予定）												
26年度				27年度				28年度				
6月25日 9月 12月 4月 6月 12月 4月 6月												
（計画届（88条1項）の廃止 電動ファン付呼吸用保護具）	公布		政令・省令審議会に諮問		H26年12月までに施行							
（外国検査・検定機関の登録）	政令審議会に諮問		省令審議会に諮問				H27年6月までに施行		外国検査・検定機関 特別安全衛生改善計画 受動喫煙防止			
（特別安全衛生改善計画制度の創設）			省令審議会に諮問									
（受動喫煙防止の努力義務化）												
（ストレスチェック制度の創設）			省令審議会に諮問						H27年12月までに施行			
（リスクアセスメントの義務化）					省令審議会に諮問							
（ラベル成分削除）												
（ラベル対象物拡大 政令改正事項 H25.12）					政令・省令審議会に諮問				H28年6月までに施行		リスクアセスメント ラベル	

## 1. 化学物質のリスクアセスメントの実施

特に危険・有害な物質とされている特別規則の物質以外でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがあり、対策を強化する必要。

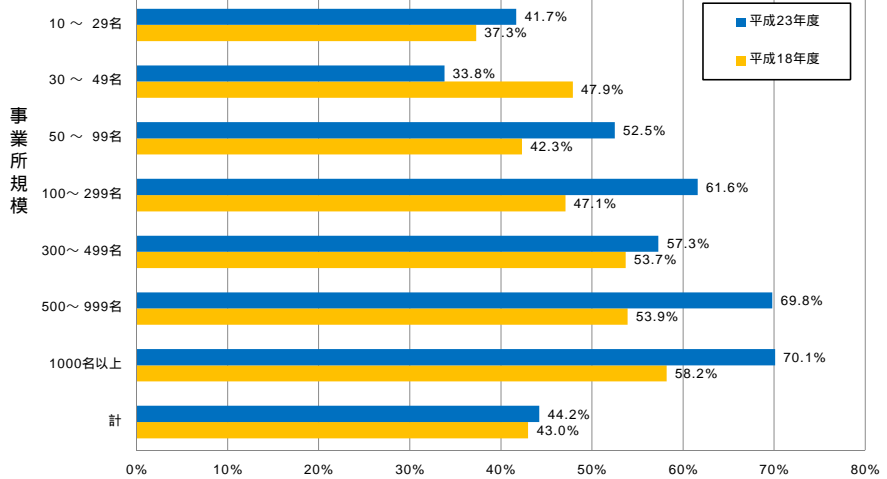
（胆管がん事案の原因物質は、発生時、特別規則の物質以外であった。）

### 【化学物質のリスクに応じた規制の体系】



## 【背景】リスクアセスメント実施状況（事業場規模別）

全体としては44%が実施している。平成23年と平成18年を比較すると概ね横ばい。  
事業場規模別に見ると、500人以上の事業場では約7割だが、50人未満では3割～4割と中小企業の取組が遅れている。



(資料出所) 労働災害防止対策等重点調査報告(平成23年)  
労働環境調査報告(平成18年)

RA実施率(%)

5

## 1. 化学物質のリスクアセスメントの条文

### 第57条の3

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

#### 実施すべき事業者

対象の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者（業種、規模を問わない）が行わなければならない。

#### 対象物質

安全データシート(SDS)の交付義務の対象である640物質。

#### 実施時期

新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本として今後省令で定める予定。

6

## 1. 化学物質のリスクアセスメントの条文（その2）

### 第57条の3

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

#### 結果に基づく措置

リスクアセスメントの結果に基づく措置は、

- 労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。
- 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

7

## 1. 化学物質のリスクアセスメントの条文（その3）

### 第57条の3

3 厚生労働大臣は、第28条第1項及び第3項に定めるもののほか、前2項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

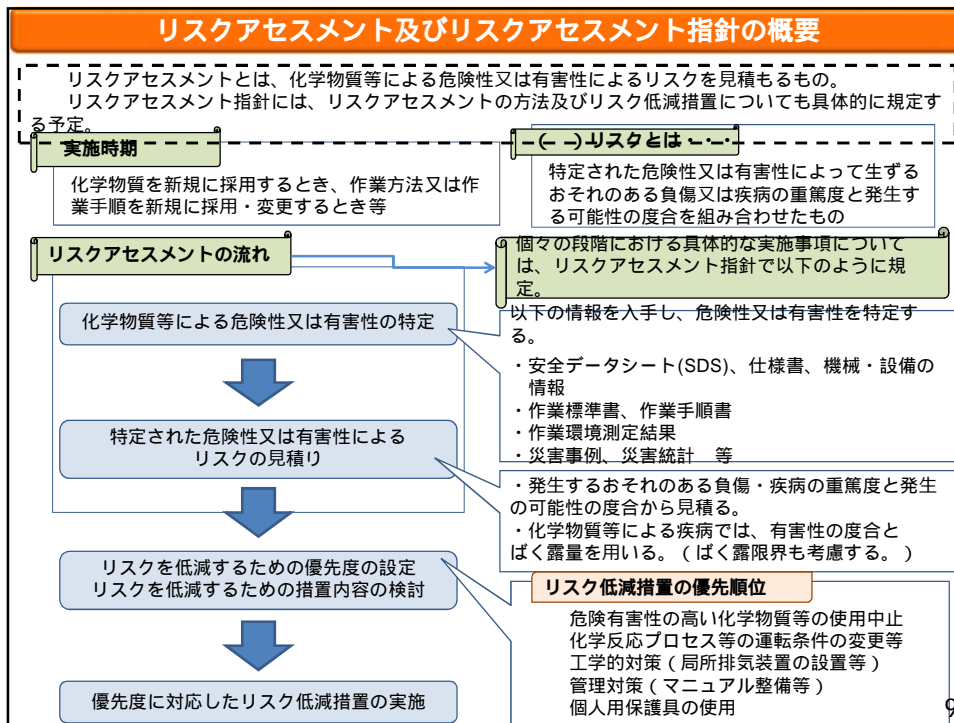
「適切かつ有効な実施を図るため必要な指針」



施行までに公表

(参考) 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について(18.3.30付け基発第0330004号)

8



### 「化学物質リスク簡易評価法」(コントロール・バンディング)

「化学物質リスク簡易評価法」とは・・・  
 リスクアセスメント実施のためのツールであり、一定の項目(以下の項目)を入力すると講ずべき措置が示されるもの  
 (厚生労働省ホームページ内「職場のあんぜんサイト」で公開)

項目	入力項目
化学物質名	(SDSを確認して入力。簡易名でも可)
作業内容 (選択式)	貯蔵・保管、野積み、粉じん処理、充填及び輸送、移送及び輸送、充填、計量、混合、選別、塗装、洗浄及びメッキ、乾燥、成形、その他
作業人数 (選択式)	10人未満、10～49人、50～99人、100人～299人、300人以上
GHS分類区分 (選択式)	急性毒性(急性)、急性毒性(経口)、急性毒性(経皮)、急性毒性(吸入:蒸気)、急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)、皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感受性、皮膚感受性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)、特定標的臓器毒性(反復ばく露)、吸引性呼吸器有害性
液体または粉体の別 (選択式)	微細な軽い粉体、結晶状・顆粒状、ペレット
沸点 ( )	(SDSを確認して入力)
取扱温度 ( )	(事業場ごとに入力)
取扱量単位 (選択式)	液体: kℓ単位、ℓ単位、mℓ単位 粉体: トン単位、キログラム単位、グラム単位

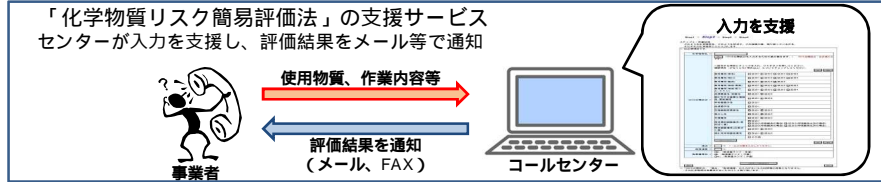
↓ 出力 ↓

講ずべき措置	他の化学物質への代替化 全体換気、局所排気装置の設置等 呼吸用保護具の使用
--------	---

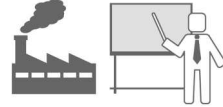
## リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援



1. 相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメール等で相談を受付  
SDSやラベルの作成、リスクアセスメント（「化学物質リスク簡易評価法」の使い方等）について



2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援  
相談窓口における相談の結果、事業場の要望に応じて専門家を派遣、リスクアセスメントの実施を支援



3. 好事例集の作成・公表  
訪問指導を通じて改善された事案を好事例としてとりまとめて、事業者がリスクアセスメントを実施するための参考資料として公表

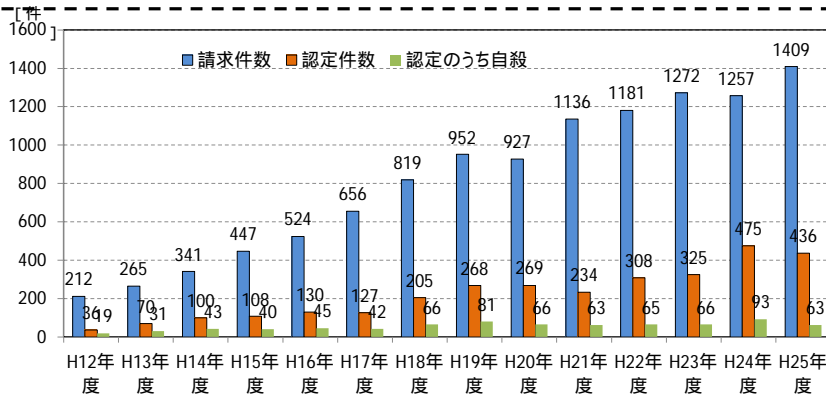


11

## 2. ストレスチェック及び面接指導の実施

### 【背景】

平成24年度の精神障害に関する事案の労災請求件数は、1,257件で高水準で推移。  
支給決定（認定）件数は前年度比150件増の475件で過去最大の件数。  
支給決定（認定）された475件のうち、未遂を含む自殺件数は93件。

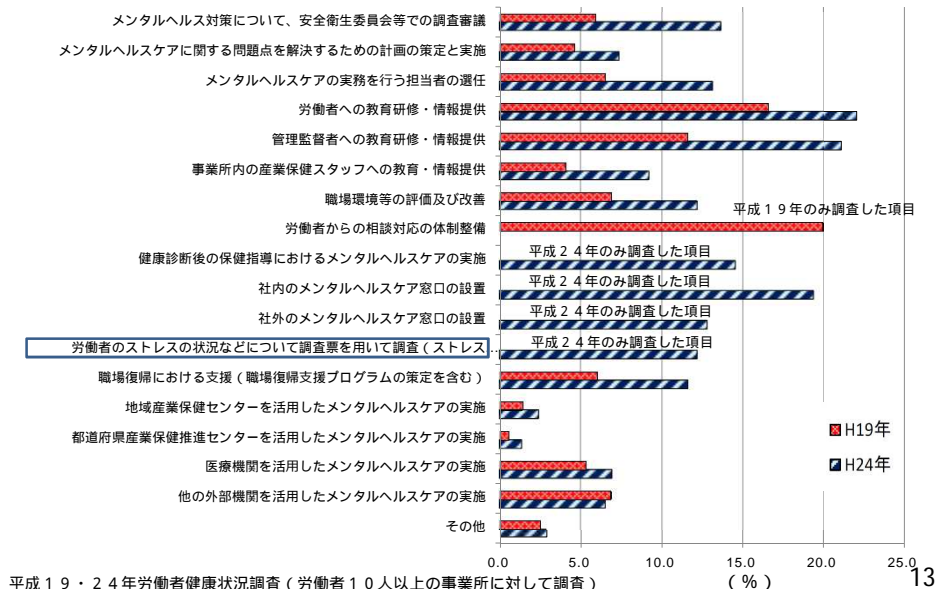


労働者がメンタルヘルス不調に陥ることを未然に防止するためには、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるのが重要である。  
このため、ストレスチェック制度を創設することとし、メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）のための取組みを強化することとした。

12

## メンタルヘルス対策の取組の現状

メンタルヘルス対策（下のうちいずれか）に取り組んでいる事業場の割合は47.2%（平成24年）  
労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査している事業場は12.2%



## 2. ストレスチェック及び面接指導の条文

### 第66条の10（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

#### ストレスチェック

- 労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務。
- 検査の対象者は常時使用する労働者。
- 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。
- 検査の頻度は1年ごとに1回とすることを想定。

#### 実施者

- ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。



## 2. ストレスチェック及び面接指導の条文（その2）

### 第66条の10 第2項～第6項の内容

検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者を提供することは禁止される。

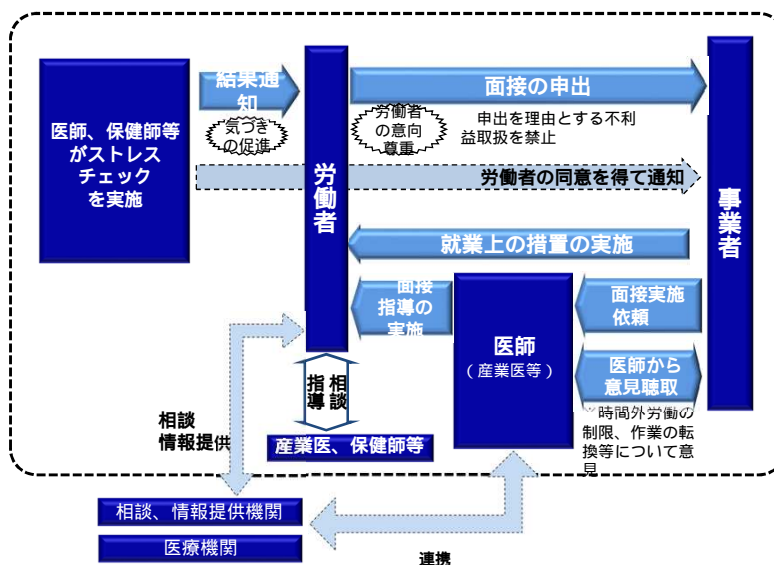
検査の結果、一定の要件<sup>1</sup>に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。また、申出を理由とする不利益取扱は禁止。

面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ、就業上の措置<sup>2</sup>を講じることが事業者の義務となる。

- 1 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。
- 2 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。なお、大臣が就業上の措置に関する指針を定める予定。  
（参考）健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（H20.1.31公示）

15

## ストレスチェックの流れ



16



心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）  
企業でよく使われている「職業性ストレス簡易調査票」の項目

A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに を付けてください。

1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない
2. 時間内に仕事が処理しきれない
3. 一生懸命働かなければならない
4. かなり注意を集中する必要がある
5. 高度の知識や技術が必要でむずかしい仕事だ
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない
7. からだを大変よく使う仕事だ
8. 自分のペースで仕事ができる
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない
12. 私の部署内で意見のくい違いがある
13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない
14. 私の職場の雰囲気は友好的である
15. 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない
16. 仕事の内容は自分にあっている
17. 働きがいのある仕事だ

B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに を付けてください。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1. 活気がわいてくる | 7. ひどく疲れた     |
| 2. 元気がいっぱいだ | 8. へとへとだ      |
| 3. 生き生きする   | 9. だるい        |
| 4. 怒りを感じる   | 10. 気がはりつめている |
| 5. 内心腹立たしい  | 11. 不安だ       |
| 6. イライラしている | 12. 落ち着かない    |

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 13. ゆうつだ         | 22. 首筋や肩がこる   |
| 14. 何をしても面倒だ     | 23. 腰が痛い      |
| 15. 物事に集中できない    | 24. 目が疲れる     |
| 16. 気分が晴れない      | 25. 動悸や息切れがする |
| 17. 仕事が手につかない    | 26. 胃腸の具合が悪い  |
| 18. 悲しいと感じる      | 27. 食欲がない     |
| 19. めまいがする       | 28. 便秘や下痢をする  |
| 20. 体のふしぶしが痛む    | 29. よく眠れない    |
| 21. 頭が重かったり頭痛がする |               |

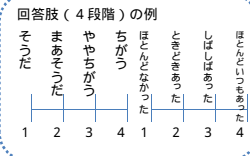
C あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに を付けてください。  
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？

1. 上司
  2. 職場の同僚
  3. 配偶者、家族、友人等
- あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？

4. 上司
  5. 職場の同僚
  6. 配偶者、家族、友人等
- あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいてくれますか？

7. 上司
  8. 職場の同僚
  9. 配偶者、家族、友人等
- D 満足度について

1. 仕事に満足だ
2. 家庭生活に満足だ



平成7年～11年度労働省委託研究にて作成

プライバシー保護・不利益取扱の防止

～ストレスチェック及び面接指導を安心して受けていただくために～

第66条の10の規定（前述）

- ・労働者の受診義務は規定していない。
- ・労働者の同意なく、結果が事業者へ通知されることはない。（第66条の10第2項）
- ・面接指導を申し出たことによる不利益取扱いは禁止。（第66条の10第3項）

従事者の秘密の保持

第104条 第65条の2第1項及び第66条第1項から第4項までの規定による健康診断、第66条の8第1項の規定による面接指導、第66条の10第1項の規定による検査又は同条第3項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

指針等

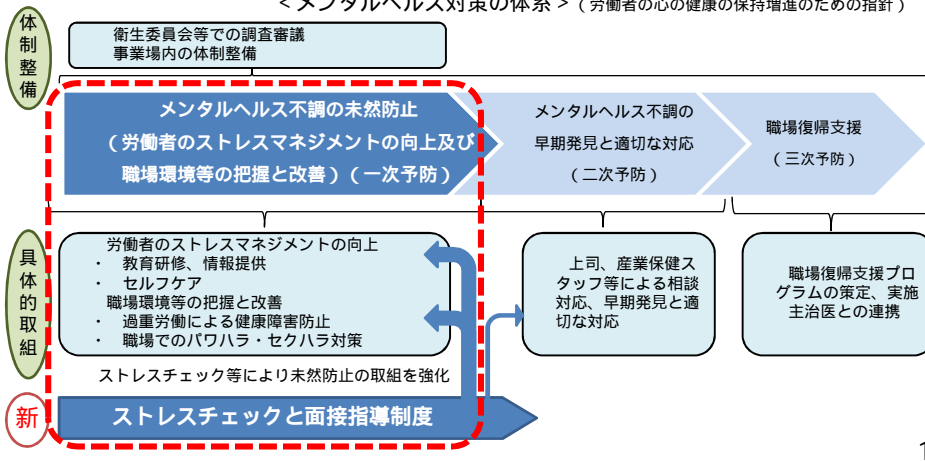
- ・ストレスチェックやその結果を踏まえた面接指導について不利益な取扱いと考えられるものを指針等で示す。

## ストレスチェック制度の位置づけ

メンタルヘルス不調の未然防止のためには、職場環境の改善等により心理的負担を軽減させること（**職場環境改善**） 労働者のストレスマネジメントの向上を促すこと（**セルフケア**）が重要。

このため、ストレスチェック制度を設け、労働者の心理的な負担の程度を把握し、**セルフケア**や、**職場環境の改善**につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止のための取組（一次予防）を強化する。

<メンタルヘルス対策の体系>（労働者の心の健康の保持増進のための指針）



19

## ポータルサイトを通じた事業場への情報提供

### 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

#### 職場のメンタルヘルスに関する情報提供

- 予防と職場復帰 -
- メンタルヘルスに関する基礎知識
- 事業場の取組事例
- 各種支援・助成制度
- 専門の相談機関や医療機関
- 統計情報
- 関係行政機関の情報 等



<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

### 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト

#### 「みんなでなくそう！職場のパワーハラスメント あかるい職場応援団」

#### 職場のパワーハラスメントに関する情報提供を実施

- パワーハラスメントに関する基礎知識
- 事業場の取組事例
- 裁判事例
- 統計情報 等



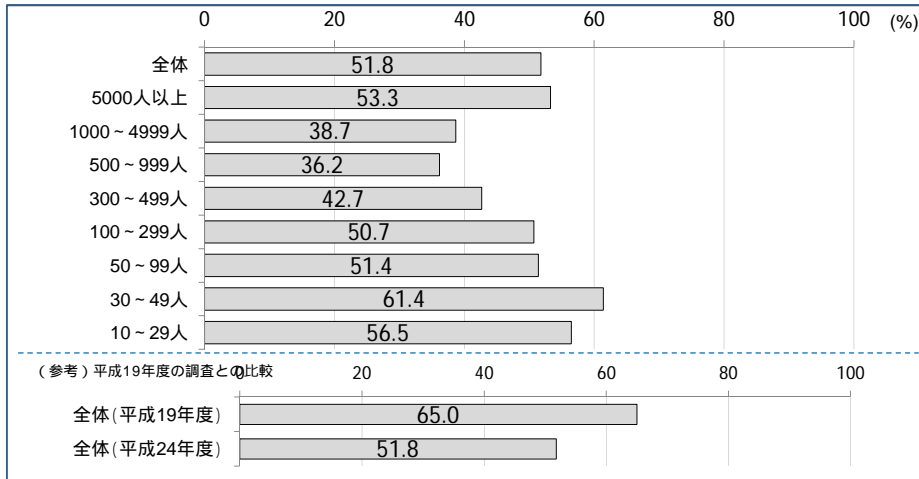
<http://www.no-awahara.mhlw.go.jp/>

20

### 3. 受動喫煙防止措置の努力義務

#### 【背景】受動喫煙を受けている労働者の割合

・事業所規模が小さいほど、受動喫煙を受けている労働者の割合は高い傾向にある。

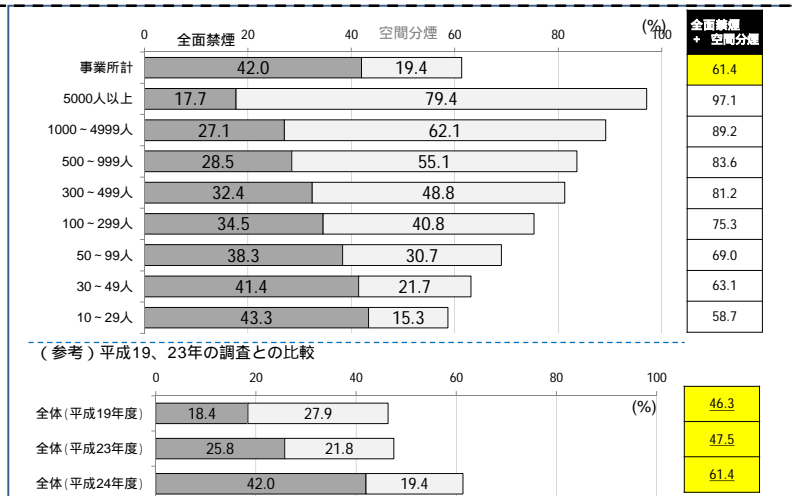


【出典】平成24年労働者健康状況調査

21

#### 【背景】受動喫煙防止対策に関する事業場の取組状況（事業所規模別）

H23 H24で全面禁煙・空間分煙で対策を行っている事業主が大幅に増加。  
事業場規模が大きいほど対策は進んでいるが、事業場規模が小さくなるほど全面禁煙を行っている事業場は多い。



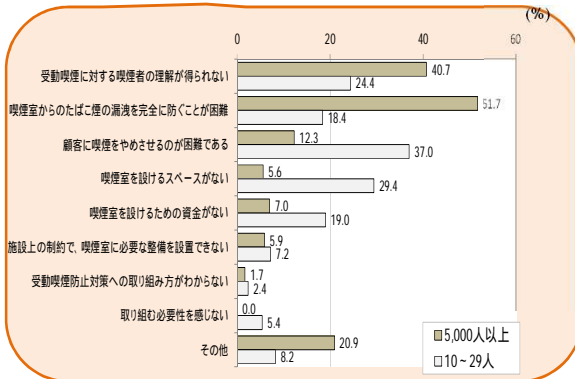
【出典】平成24年労働者健康状況調査

22

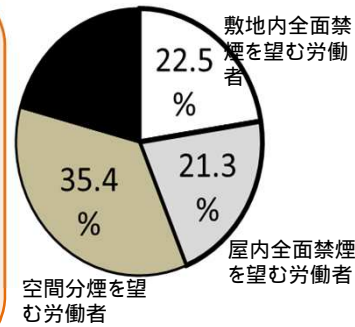
### 【背景】受動喫煙防止対策への取組上の問題点

事業場における受動喫煙防止対策の取組について問題点があると回答した事業所は48.2%。問題点の内容として、「受動喫煙に対する喫煙者の理解が得られない」、「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」等が挙げられており、受動喫煙防止対策の必要性について、さらなる周知啓発が必要な状況となっている。

問題があると回答した事業所(48.2%)の問題の内容  
(問題があると回答した事業所を100とした場合の%)



労働者が望む受動喫煙防止対策



敷地内全面禁煙と屋内全面禁煙（屋外喫煙可）を合わせた全面禁煙を望む労働者は約43%、喫煙室を用いた空間分煙を望む労働者は約35%であり、約8割の労働者が全面禁煙又は空間分煙を望んでいる。

### 3. 受動喫煙防止措置の条文

#### 第68条の2（受動喫煙の防止）

事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第71条（国の援助）

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

## 職場における受動喫煙防止対策の支援事業

### (1) 受動喫煙防止対策助成金

対象事業主 : すべての業種の中小企業事業主  
助成対象 : 喫煙室の設置のための費用  
換気装置の設置等の受動喫煙を低減する措置の費用(飲食店・宿泊業を営む事業場に限定)  
助成率、助成額 : 受動喫煙防止対策のための費用の1/2(上限200万円)  
問い合わせ先 : 各都道府県労働局健康主務課  
平成25年度から以下のとおり支給要件を見直した。  
対象事業主 : 飲食店、宿泊業等に限定 全ての業種に拡大  
助成率 : 1/4 1/2に拡充  
平成26年7月から以下のとおり支給要件を見直した。  
助成対象 : 「換気装置の設置等の受動喫煙を低減する措置」



### (2) 受動喫煙防止対策に関する相談窓口

喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による電話相談を実施。  
依頼者の希望に応じて、実地指導も実施。  
平成25年度から、経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。  
費用は無料(電話相談、実地指導及び説明会参加のいずれも)  
(平成26年度事業受託業者: 株式会社 インターリスク総研)

### (3) たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器(粉じん計、風速計)の貸し出しを実施。  
依頼者の希望に応じて、貸出機器の使い方を電話・実地で説明。  
貸出費用は無料(平成26年度から機器の往復の送料も無料)  
(平成26年度事業受託業者: 柴田科学株式会社)



詳細については、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/igyousya/kitsuenboushi/>)を参照してください。